

第 7 1 1 回農地部会議事録

開 催 日 時	平成28年4月5日（火） 午後4時から		
開 催 場 所	たかじょう庁舎6階 人事課会議室		
出 席 委 員	楠瀬 裕久・西野 幸一・横山 桂一・森本 常喜・加藤 孝幸・田内 正博 成岡 三男・鍋島 義信・平田 文彦・山崎 茂盛・澤本 和男・宮田 義久 竹内 義昭・中山 忠明・前田 貴美雄・宇賀 巖・氏原 嗣志・上田 博 久保 壽美男・島田 研一 以上20名		
欠 席 委 員	以上0名		
部会外出席委員	会長：門田 博文 会長職務代理者：大野 哲 以上2名		
事務局出席者	吉良局長・岩崎次長・榮枝管理主幹・宮地主査・尾崎主査・竹内主任 以上6名		
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請の件 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第6号議案 非農地証明願の件 議案外（報告） ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 ・ 農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正処理の件		
備 考〔添付書類〕	○第711回農地部会議案書 ○現地案内図 ○現地写真（第1号議案 案件6～8） ○事務局人事異動名簿 ○3月29日県農業会議常任議員会議資料 ○農地法改正による農地転用許可手続変更に関する資料 ○平成28年度 今後のスケジュール（案）		

開 議 会 長	(農地部会長 中山 忠明 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後4時)) ただいまより第711回農地部会を開催いたします。
事務局人事異動報告 吉良局長	4月1日付で事務局の人事異動が発令となっております。詳細につきましてはお配りしております名簿のとおりですが、新しく事務局に配属になりました者については本日の会にも来ております。よろしくお願いをいたします。
委員出欠状況報告 議 長	本日は欠席の委員はおられませんので、部会委員総数20名中、出席委員数20名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき、本日の農地部会が成立することを、ご報告いたします。
県農業会議員報告 議 長 門田会長	県農業会議の常任会議について、門田会長より報告をお願いします 3月29日午後3時に土地改良会館にて県農業会議の常任会議があり、知事部局より諮問された案件について審議いたしました。 当委員会より許可妥当の意見を付して県知事へ送付していた許可申請の件は2件。 4条で、春野町弘岡下の2筆、26㎡の土地を個人墓地に転用する案件と、5条で、久礼野の3筆、1,826㎡を資材置場に転用する案件について、高知県知事から諮問され、ともに許可妥当として答申いたしました事を報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) それでは、加藤孝幸委員、氏原嗣志委員を指名いたします。
議 事 議 長 宮地主査	第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 今月は継続案件を含め、全体で9件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、大津乙、市街化調整区域、田、766㎡を、譲受人の希望により経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借入する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことでした。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。
譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、取得する田の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、議案書2ページから3ページにまたがります案件2と、議案書4ページの案件3は譲受人が同じ案件となりますので、まとめて説明いたします。

案件2は、土佐山、その他の区域、田、1,009 m²、他2筆、合計1,879 m²を、案件3は、土佐山桑尾、その他の区域、畑、458 m²を、いずれも譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2とNo.3をご覧ください。No.2のピンクに塗った所が案件2の、No.3のピンクに塗った所が案件3のそれぞれ申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、両親とともに農業経営を行っており、譲受人自身及び両親の所有する農地は全て耕作しているとのことで、譲受人の経営面積につきましては両親の所有農地も含んだ面積となります。なお、関係書類として、戸籍等親族関係を証明する書類が添付されております。

農機具については耕運機など5台の大農機具を所有しているとのことで、今回の申請地では、いずれもユズを耕作する予定であるとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に両親も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、案件2の申請地の周囲は譲受人の所有地であるため、また、案件3の申請地は、周辺がユズ畑であり、申請地においてもユズを栽培する予定であるため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、案件2の申請地については、未相続地ですが、今回の譲渡人5名が全ての相続人であることを相続戸籍等により事務局で確認済みです。

続きまして、案件4は、税務署の公売による農地の所有権移転案件となります。

3月7日に開催しました農地部会において本案件の譲受人に買受適格証明を交付することについて追認いただきましたが、その後、譲受人が高松国税局の公売で申請地を競落したため、今回の3条許可申請となったものです。なお、競売による農地の取得のため、譲受人からの単独申請となっております。

本案件は、春野町弘岡下、市街化調整区域、田、310 m²、外2筆、合計772 m²を、競落により経営拡大のため、所有権を取得するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在所有している農地をすべて耕作しており、申請地では水稻を耕作するとのことです。

農機具については、トラクター等、2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に母も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地では地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件5については、当初、1筆の内の一部の所有権移転を行うということで、測量図を添付して申請され、3月24日に開催しました第四事前審査会では、その内容で説明させていただきましたが、その後、申請部分について分筆登記が完了したとのことで、分筆後の登記事項証明書の提出が申請者からありましたので、分筆して新たにできた筆の地番、面積で説明させていただきます。

案件5は、春野町芳原、市街化調整区域、畑、366 m²を、譲渡人の希望で小作地解放により所有権を移転するという申請です。

本案件の申請地につきましては、譲渡人と譲受人との間に賃借権が設定されており、現在の耕作者である譲受人に所有権が移転されるというものです。

議案書にあります「混同」とは、所有権移転により、所有権者と耕作権者が同一になることで、所有権と賃借権が混同されることを表しており、その結果、賃借権は消滅します。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在所有している農地をすべて耕作しており、申請地では野菜を耕作するとのことです。

農機具については、耕耘機など2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に長男も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件6から案件8は、10月に開催しました第705回農地部会以降、ご審議いただいておりますが、申請地に雑草が繁茂しており、耕作できる状態であると判断されなかったため、継続審議となっている案件です。

3案件とも、譲受人が同じであるため、まとめて説明いたします。

議案書4ページの案件6は、春野町仁ノ、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、1,157 m²、外1筆、合計2,284 m²を、案件7は、春野町仁ノ、市街化調整区域、

登記地目、田、現況、畑、598 m²、外5筆、合計1,980 m²を、案件8は、春野町仁ノ、市街化調整区域、畑、19 m²、外8筆、合計788 m²を、いずれも、譲受人の希望により経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

なお、案件7につきましては、未相続地ですが、今回の申請者が相続権者であることを戸籍等相続関係書類により事務局で確認しております。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が案件6の、黄色に塗ったところが案件7の、水色に塗った所が案件8の、それぞれ申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、南国市に所有する農地3筆、合計1,820 m²については、条件不利地につき耕作していないとのことですが、それ以外の所有地については全て耕作しており、申請地では柿及びユズを耕作する予定となっています。

なお、譲受人は、南国市、香南市、須崎市、中土佐町及び四万十町にも経営農地を所有しておりますが、先ほど申し上げました南国市にある条件不利地の3筆については不耕作ですが、それ以外の農地については、耕作又は管理が行われていることを各農業委員会に確認しております。

農機具については、トラクターなど11台の大農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻が農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのこと。

いずれの申請地についても、地域の防除基準に従い営農するため、周辺農地への影響はないと考えるとのこと。

なお、これら3案件につきましては、現地に雑草が繁茂しているとして、耕作ができるように草刈等行うよう申請者側に指導をし、継続審議案件となっておりましたが、うち、案件7及び案件8については、すでに草刈を行った箇所であるとの申し立てが申請者側からありましたので、3月24日の第四事前審査会開催時に春野地区の委員4名と現地確認を行いました。

本日、机上配布しております、左上に「第1号議案案件6、7、8関連」と印刷しました資料をご覧ください。

上は3月24日に撮影した現地写真ですが、赤い線を入れている所が、下の公図の合わせ図の赤い線の箇所となります。公図の合わせ図で黄色と水色で塗った案件7及び案件8の申請地は、赤い線の左側となり、現地写真ではすでに草刈が行われている場所にあたることとなります。

なお、ピンクで塗った案件6の申請地につきましては、現地写真で赤い線の入った部分より右側に位置することとなりますが、譲受人側から案件6の申請については取り下げの意向があることを4月1日に事務局で確認しております。しかし、本日まで

	に取下願は提出されておられません。 続きまして、案件 9 は、春野町西畑、市街化調整区域、登記地目、雑種地、現況、畑、177 m²、他 1 筆、合計 264 m²を、譲受人の希望により、経営拡大のため所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は、現在所有及び借入している農地をすべて耕作しており、申請地では野菜を耕作するとのことです。 農機具については、トラクターなど 7 台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、他に長男も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響については、周辺と同様の耕作を計画しているので、特に影響はないと考えるとのことです。 以上、継続審議案件を除く、案件 1 から 5、及び案件 9 については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 また、案件 6 から 8 につきましては、現地が耕作できる状態であると判断されれば、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 なお、現地については地元委員に確認いただいております。 以上で第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	第 1 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。
竹内委員	案件 1 から 3 について現地の委員に現地を確認いただき、審議した結果、許可相当と判断しました。
議 長	次に第四事前審査会上田委員長より報告をお願いします。
上田委員	案件 4、5、9 については地元委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見をふまえ、審議した結果、許可相当と認めました。案件 6 については、現地の状況が以前と変わらないため、草刈をする時期を申請者の代理人に問い合わせましたが、時期が明確でないため、いったん申請を取り下げ、現地を耕作できる状況に回復した上で再度申請するよう指導することが妥当であると判断しました。案件 7、8 については、3 月 24 日に申請者の代理人と現地を確認し、現地が耕作できる状況であると認められたため、許可相当であるとみとめました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。まず、継続審議となっておりました案件のうち、案件 6 について審議をお願いいたします。先程の事前審査会の報告では、現地の状況が以前と変わらないため、草刈をする時期を申請者の

		代理人に問い合わせたが、時期が明確でないため、いったん申請を取り下げ、現地を耕作できる状況に回復した上で再度申請するよう指導することが妥当であると判断したということでしたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
委 員	議 長	(意見、質問なし) それでは、案件6については、今回の申請をいったん申請を取り下げ、現地を耕作できる状況にした上で再申請するよう指導することに決定しますが、ご異議ありませんか。
委 員	議 長	(異議なし) 案件6については、今回の申請をいったん取り下げ、現地を耕作できる状況にした上で再申請するよう指導することに決定します。 次に継続案件の7と8につきましても、別途審議を、お願いいたします。先ほどの事前審査会の報告では、申請者の代理人と現地を確認したところ、耕作できる状況であると判断できるため、許可相当と認めたということでしたが、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
横山委員	上田委員	これは、写真を見ると、農地にするために盛り土をしたということでしょうか。 いや、これは元々、山になっていて、木も生えていて今よりももっと高かったのを、木を切って、盛り土を切り下げて整地したものです。事前審査会では、この現状であれば果樹を植えて耕作することはできるということで、許可妥当と判断いたしました。
横山委員	議 長	わかりました。 他にご意見、ご質問はございませんか。
委 員	議 長	(意見、質問なし) それでは、案件7と8については、現地が耕作できる状況であると判断できるため、許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
委 員	議 長	(異議なし) 案件7と8については、現地が耕作できる状況であると判断できるため、許可することに決定いたします。 次に、案件1から5までと、案件9につきまして、審議をお願いいたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
議 長		(意見、質問なし) それでは案件1から5までと、案件9につきましては許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
委 員	議 長	(異議なし) 案件1から5までと、案件9につきましては許可することに決定いたします。

宮地主査	続きまして、第2号議案「農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件」を審議いたします。事務局より説明をお願いします。 今月は4件の申請が出されております。議案書8ページから9ページにまたがります案件1は、行川、その他の区域、畑、399 m²、他9筆 合計 11,426 m²を、平成26年4月11日、相続により所有権を取得したことの届出です。 現在、申請地は本人が耕作及び保全管理をしており、あっせんの希望はないとのことです。なお、本案件は、行政書士による代理申請となっております。 案件2は仁井田、市街化調整区域、畑、135 m²、他5筆、合計 2,252 m²を、平成27年11月12日、相続により所有権を取得したことの届出です。 現在、申請者が耕作しており、あっせんの希望はないとのことです。 続きまして、議案書は10ページをお開きください。 案件3は、種崎、市街化区域、畑、140 m²を、平成27年4月30日、相続により所有権を取得したことの届出です。 申請地については、親族が耕作するため、あっせんの希望はないとのことです。 案件4は、一宮しなね1丁目、市街化区域、田、585 m²を、平成27年12月20日相続により所有権を取得したことの届出です。 現在、申請人が耕作しており、あっせんの希望はないとのことです。 なお、全ての案件につきまして、相続登記が済んだことを事務局で確認しております。以上で第2号議案の説明を終わります。
議 長	第2号議案の説明が終わりました。まず第一事前審査会の楠瀬副委員長より報告をお願いします。
楠瀬委員	案件1について、審査した結果、受理相当と認めました。
議 長	次に第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いいたします。
成岡委員	案件2と3について、審査した結果、受理相当と認めました。
議 長	次に第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いいたします。
竹内委員	案件4について、審査した結果、受理相当と認めました。
議 長	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。第2号議案について、受理することに決定しますが、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは第2号議案について受理することに決定します。 続きまして第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」について審議い

宮地主査

たします。事務局より説明をお願いします。

今月は全体で3件の申請が出されております。議案書は12ページをお開きください。

案件1と案件2は、関連案件となっておりますので、まとめて説明いたします。

案件1は、介良甲、田、登記面積681㎡の内140.92㎡を、案件2は、介良甲、田、登記面積141㎡、実測面積270.97㎡の内156.85㎡を、いずれも露天の駐車場に転用するため使用貸借権を設定するという申請となっております。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクで塗った所が案件1の、緑で塗った所が案件2のそれぞれ申請地です。

農地の区分につきましては、10ha以上の集団化された農地であり、事務局では第1種農地と判断していますが、既存施設を拡張するものであり、農地法施行規則第35条第5号に規定する不許可の例外に該当すると考えます。

事業計画書によりますと、借人は高知市内を中心に土木請負工事を行う法人ですが、工事用車両置場として借りていた土地の賃貸借契約が昨年10月に期間満了となり、以後更新ができなかったため、新たな車両置場の確保が必要となり、事業所に近く便利であるとともに、幅員12メートルの市道に接道し、左右に建物がないため見通しもよく、車両出入りがスムーズに行える申請地を適地と考え、選んだとのこと。

土地の利用計画としては、現状より最大1メートル程度盛土をし、舗装はせず整地のみ行い、4tダンプトラック9台分の駐車場及び車両転回スペースとして利用する予定となっております。

進入路については、申請地東側市道から進入する予定となっております。

被害防除計画として、排水は雨水のみで、自然浸透にて排水するとのことで、隣接農地は今回の譲渡人の所有地であるため、特に影響はないと考えとのこと。

添付書類として、現地はすでに埋め立てがされているため、始末書が提出されております。

また、その他、必要な書類も全て添付されております。

他法令については、農振法関係では、平成28年1月23日付けで農用地区域からの除外となっております。東側市道から進入するための歩道の切り下げ工事については、道路法第24条の工事承認済です。

土木委員の意見については、問題なしとの意見を事務局で確認しております。

続きまして、案件3は、春野町芳原、田、270㎡を分家住宅に転用するため、所有権を移転するという、行政書士による双方代理申請となっております。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。

議 長
吉良局長

農地の種別については、甲種、1種、3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由として、現在、譲受人は実家に両親及び弟と同居していますが、手狭になってきたことから、住宅を建築することとなり、実家の隣地である当該申請地を適地と考え、選んだとのこと。

申請地の利用計画については、造成は35センチの盛土を行い、建築面積77㎡の木造平屋建て住宅1棟及びカーポート、庭に転用する申請となっております。

隣地との境界については、北側はコンクリート擁壁を設置、西側は既設コンクリートブロックを使用、東側と南側は現状のまま使用する計画となっております。

進入路は南側に設ける予定です。

被害防除計画として、申請地の東側は市道を挟んで農地、南側は里道を挟み宅地及び農地、北側は農地、西側は宅地となっております。

うち北側の農地の日照については、建築物が平屋であるため、影響はないと考えるとのこと。

雨水は自然浸透のほか、敷地内に浸透枡を設置し、周囲に放流しない計画となっております。また家庭排水については、東側市道に埋設されている農業集落排水へ排水するため、周囲への影響はないとのこと。

添付書類として、隣接農地の所有者の同意書等、必要な書類は全て添付がされております。

他法令については、農振法関係では農用地区域外となっております。都市計画法に基づく開発許可については都市計画課への申請準備中です。土木委員の意見については、「問題なし」との意見を事務局で確認しています。

以上で第3号議案の説明を終わります。

また、4月1日より改正農地法が施行され、転用の許可申請については取り扱いが変更になった部分があるようです。事務局より説明をお願いします。

平成28年4月1日施行の農地法の改正に関しまして、転用許可申請の手続きに関する部分のみ説明させていただきます。

これまで、農地法第4条第3項及び第5条第3項で、「県知事が転用の許可をする際には、あらかじめ県農業会議の意見を聞かなければならない」と定められておりましたが、今回の改正でこの条文が削られました。

代わって、農業委員会等に関する法律の第42条、第43条で、各都道府県にひとつ、農業委員会ネットワーク機構という組織を置くことが定められました。これは高知県農業会議が引き続いてネットワーク機構にあたる組織になるということになっておりますので、

名称がちょっと変わったという認識をしていただければと思います。そして、農地法第4条第3項から第5項及び農地法第5条第3項から第5項で、「農業委員会が県知事に意見を付して転用許可申請を送付する際、3,000 m²を超える申請についてはネットワーク機構の意見を聞かなければならない」と定められ、「またそれ以外の案件でも必要があると認めるときは、ネットワーク機構の意見を聞くことができる」と定められました。

具体的な事務処理の流れで言いますと、お配りしております、左上に「農地転用の許可手続き」とある流れ図をご覧くださいながらお聞きいただきたいと思います。ネットワーク機構に意見を聞く場合にはAと書いてある矢印の流れに沿いまして、委員会での審議の後、ネットワーク機構に意見聴取します。ネットワーク機構から意見回答を待ってから始めて、県に申請書を提出する形になります。

ネットワーク機構の開催が毎月下旬だそうですので、例えば本日の会にかかっている案件についてネットワーク機構に意見を聞くとすると、4月25日にネットワーク機構の会があって、その結果が出てから県に申請が回って、県の補正があって許可になりますので、特に大きな問題がなければ5月中旬くらいに許可になるかと思います。

一方で、ネットワーク機構の意見を聞かない場合に関しては、Bの矢印にしたがって、農業委員会の審議後にただちに県に送付して、県の補正が終われば許可になります。本日の部会の案件であれば、特に大きな問題がなければ4月下旬頃に許可になるかと思います。

従前であれば、本日の部会にかかった案件は、4月末から5月のあたりに許可になっておりました。

ネットワーク機構の意見を聞く場合は、農業委員会以外にネットワーク機構の意見も聞くことになりますので慎重な審査ができる一方で、許可までに時間がかかるということになります。

意見を聞かない場合は、若干早く許可が出ますが、その分、農業委員会の意見しか県に上がらないということになります。そうした違いがございます。

はじめにも申し上げましたとおり、3,000 m²を超える転用の案件についてはネットワーク機構の意見を聞くことと定められておりますが、それ以外の案件については法的な義務はありません。

ただ、農業会議の方からこの件でお願いをされておまして、農用地区域内の農地、甲種・1種農地、1,000 m²を超える転用については、優良な農地であるので、それを守るという観点から、ネットワーク機構の意見を聞くようにしていただけないか、ということをおっしゃっております。

このことについて転用の許可権者である県に聞きますと、県はどちらとも言えないの

で、各農業委員会で判断して下さい、ということで、聞いてくれとも聞かなくてもいいともどちらとも回答はいただけませんでした。

事務局としましては、個別にこの案件はネットワーク機構の意見を聞く、これは聞かないというさび分けをしていくということとはできないと思います。他市町村からも高知市ではどのような対応をされますかというような問い合わせがあり、できるだけ早いうちに、他市町村の取り扱いも調査をしまして、高知市でどのように取り扱うか、統一したやり方を設定して全体会などで報告したいと考えておりますが、ひとまずそれが決まるまでの間、農業会議からお願いされている農用地域内の農地、甲種・1種農地、1,000㎡を超える転用の案件についてはどういう扱いにすべきか、本日の部会で決定をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。では事前審査会の報告をお願いします。第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いします。

竹内委員 案件1と2については、地元委員の現地調査の結果を踏まえて審議した結果、許可相当であると認めました。

議長 次に、第四事前審査会上田委員長からご報告をお願いします。

上田委員 案件3について地元委員の現地調査の結果を踏まえて審議した結果、許可相当であると認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。

今回は、各案件の審議に加えて、当面の間、農用地域内の農地、甲種・1種農地、1,000㎡を超える農地の転用について、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を聞くかどうかについても審議をいたします。

まず、各案件の内容についてご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見、質問なし)

議長 では次に、当面の間、農用地域内の農地、甲種・1種農地、1,000㎡を超える農地の転用について、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を聞くかどうかについて、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

森本委員 説明にあったネットワーク機構というのは、農業会議の中に、6～7人程度の常設の委員会を新しく作ってそこで審議をするようにしますということでしょうか。

門田会長 農業会議での審査はこれまでと変わらないと聞いております。常任委員会と同じ形ですので、人数はもっと多くて、高知市はもちろん入っておりますし、郡部の町村は何ヶ所かでまとめて代表として出てきているところもありますが、農業委員会だけではなくて他の団体の方も入っておられますので、15人程度で構成されております。

森本委員 農業会議は全体では何人程度で構成されているわけですか。

門田会長	市町村から1人ずつ出ておりますので33人です。
森本委員	その33人が各市町村から毎回集まっては大変なので、もっと手続きを簡素化しようということなのではないですか。
門田会長	本日の会でも、冒頭で以前の転用の許可申請について農業会議での審査結果を報告いたしました。そういう審査はこれまでと同様に行います。簡素化というより、申請を上げる手順が変わるということが主であると思います。これまでは農業会議という名前だけでしたが、新たにネットワーク機構でもあるということになりましたので。
議 長	他にございませんか。
横山委員	ネットワーク機構としては1,000㎡以上等で上げてほしい、しかし県は状況によって上げてもいいし上げなくてもいいという非常にあいまいであるように思いますが、ここできっちり決めておかないと、今後の審査に影響してくる恐れはないですか。
門田会長	法的な義務があるのは3,000㎡を超えるものということですが、ネットワーク機構としては1,000㎡以上をひとつの基準として上げてほしいとのことです。5月末に県下11市の農業委員会の協議会があり、7月には県下の33市町村の農業委員会の職員協議会があります。そうしたところで情報収集をして、県下の状況を踏まえた上で、正式な決定は皆様にお諮りしてはどうかと考えております。
横山委員	諮るとするのは、全体会とか総会ですか。農地部会ですか。
議 長	全体会・総会ということになります。
横山委員	ということは5月31日に予定されている総会で決めるということですか。
門田会長	そこまで十分に情報が集まって、決められる態勢になるかどうかわかりませんが、ひとつの目処として、それまでに情報を集めてみます。
楠瀬委員	では、それまでは暫定的に、農業会議のお願いの基準でネットワーク機構に上げるようにしてはどうでしょう。
議 長	他にご意見やご質問がないようでしたら高知県農業委員会ネットワーク機構に関する取扱いについての審議を終わります。
	第3号議案、案件1と2につきましては高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴いた上で許可相当として県知事に送付。案件3につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件1と2につきましては高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴いた上で許可相当として県知事に送付。案件3につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたします。
	次に、第4号議案、農地法第18条第1項の規定による許可申請の件を議題といたし

宮地主査	ます。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は全体で1件の申請が出されております。議案書は14ページをお開きください。 また、現地案内図は、No.10をご覧ください。ピンクで塗った所が、申請地です。 案件1は、2月部会からご審議いただいておりますが、添付書類に一部不備があることが分かり、審議が保留となっている案件です。 その後、申請人に添付書類を整えていただけるようお願いし、了解いただいておりますが、本日、まだ書類が整っていない状態となっております。 以上で、第4号議案の説明を終わります。
議 長	第4号議案の説明が終わりました。第4号議案につきましては、添付書類に一部不備があることが分かり、申請人に書類の提出を依頼しているが、本日までに書類が整っていないとの事務局の説明がありましたので、保留することにいたしますが、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第4号議案につきましては、保留することに決定いたします。 次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
宮地主査	今月は全体で26件の申請が出されております。 内訳は、所有権の移転が1件、利用権の新規設定が14件、更新設定が10件、新規設定と更新設定の両方を含む案件が1件となっています。 議案書は16ページをお開きください。 1は所有権移転の総括です。今月は、所有権を移転する者が1人で延べ1人、所有権の移転を受ける者が1人で延べ1人となっています。 所有権移転を行う土地の内訳は、畑が2筆、合計701㎡です。以下の表は、対象農地を地区別にまとめたものです。詳細については省略させていただきます。 それでは初めに、所有権移転の案件を説明いたします。議案書は18ページをお開きください。 案件1は、宗安寺、登記地目、田、現況、畑、412㎡、他1筆、合計701㎡を売買するという案件です。 平成28年1月15日に譲渡人より売りたいとの申し出がありまして、平成28年3月10日にJA高知市朝倉支所2階会議室において、地元委員の立会いのもと話がまとまったものです。 続きまして、議案書は17ページにお戻りください。利用権設定についての総括を掲

載しております。

1 が、利用権設定の総括表です。今月は、利用権を設定する者が 25 人で延べ 25 人、利用権の設定を受ける者が 20 人で延べ 25 人となっています。

土地の内訳は、田が 115 筆、66,578.82 m²、畑が 5 筆、1,398 m²です。また、設定の内訳を見ますと、更新設定が 75 筆、39,992.82 m²、新規設定が 45 筆、27,984 m²となっています。

期間別に見ますと、3 年未満が 1 筆、1,435 m²、3 年から 6 年未満が 87 筆、49,009 m²、6 年から 10 年未満が 1 筆、958 m²、10 年以上が 31 筆、16,574.82 m²となっています。以下の表は、対象農地を地区別に表したもので、詳細については省略させていただきます。

それでは、利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。

案件 5 は、池、田、1,435 m²、を平成 28 年 5 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年 11 ヶ月間貸すという賃借権の新規設定です。

案件 7 は、布師田、田、1,252 m²、他 1 筆、合計 3,321 m²を平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件 9 は、布師田、田、885 m² を平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件 10 は、布師田、田、889 m²を平成 28 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの 3 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本案件の申請地は未相続地ですが、設定期間が 5 年以内であるため、相続権者の 2 分の 1 を超える同意があることを事務局にて確認しています。

続きまして案件 12 は、介良甲、田、283 m²、他 3 筆、合計 2,000 m²を平成 28 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件 13 は、大津甲、田、1,084 m²、他 3 筆、合計 4,238 m²、を平成 28 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日までの 5 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

なお、本案件の申請地は未相続地ですが、設定期間が 5 年以内であるため、相続権者の 2 分の 1 を超える同意があることを事務局にて確認しています。

案件 14 は、大津乙、田、1,020 m²を平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件 16 は、春野町弘岡中、畑、58 m²、他 3 筆、合計 1,216 m²を、平成 28 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの 3 年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件 18 は、春野町弘岡下、田、842 m²、他 5 筆、合計 2,938 m²を平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、貸人は未成年であるため、親権者である母からの申請となっております。

案件 19 は、春野町弘岡下、田、231 m²、他 2 筆、合計 1,080 m²を、平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

なお、申請地は、農林水産課が担当する耕作放棄地解消事業の対象地となっております。

続きまして案件 20 は、春野町弘岡下、田、389 m²、他 8 筆、合計 3,867 m²を、平成 28 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件 22 は、春野町西分、田、903 m²を、平成 28 年 5 月 1 日から平成 38 年 4 月 30 日までの 10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件 23 から案件 25 は、借人が同じ案件となりますので、まとめて説明いたします。

案件 23 は、更新設定分も含みますが、まとめて説明します。

このうち新規設定分について、春野町芳原、畑、405 m²のうち 340 m²、他 6 筆、合計 3,449 m²を、案件 24 は、春野町芳原、田、944 m²を、案件 25 は、春野町芳原、田、311 m²を、いずれも、平成 28 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借人は以前より知人の農地を借り受けて農業を営んでおり、今回申請地を借り受けることで、営農の拡大を行いたいとのことです。また、申請地では、主にニンニク等、野菜を栽培するとのことです。

以上 15 件が、利用権の新規設定案件となります。

なお、議案書 20 ページから 21 ページにまたがります案件 6 は、更新設定の案件となりますが、議案外報告の農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正処理の件と関連案件となっておりますので、合わせて説明させていただきます。

議案書 49 ページから 50 ページにまたがります案件 1 は、布師田、田、737 m²、他 13 筆、合計 11,409 m²につきまして、利用権設定の申出が平成 28 年 1 月 19 日付けで出されておりましたが、申出後、貸人死亡のため、取り下げされたものです。

議案書 20 ページから 21 ページにまたがります案件 6 は、先ほど説明いたしました取下がされた申請地について、亡くなられた登記名義人の相続人を貸人として利用権設定の申出がされたものです。

以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

	全ての案件について、本日の部会で妥当なものと決定されますと、平成 28 年 5 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。 以上で第 5 号議案の説明を終わります。 第 5 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第一事前審査会の楠瀬副委員長より報告をお願いします。
議 長	案件 1 について妥当と認めました 続いて第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いします。 案件 2 から 5 について、妥当なものと認めました。 次に、第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。 案件 6 から 14 については妥当なものと認めました。 次に、第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いします。 案件 15 から 26 については妥当なものと認めました。 それでは第 5 号議案について審議をお願いします。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
楠瀬委員	
議 長	
成岡会員	
議 長	
竹内委員	
議 長	
上田委員	
議 長	
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第 5 号議案については、妥当なものと決定することにご異議はございませんか。 (異議なし) 第 5 号議案は、妥当なものと決定いたします。 次に第 6 号議案「非農地証明願の件」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
委 員	
議 長	
宮地主査	議案書は 35 ページをお開きください。 今月は 6 件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。 地区の内訳は、朝倉が 1 件、旭が 1 件、鴨田が 1 件、一宮が 1 件、春野が 2 件となっています。 すべて地元委員の確認を得て、証明書を交付しております。 なお、面積が 1,000 m²を超える案件については、事務局でも現地調査を行っております。 追認をお願いします。
議 長	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第 6 号議案については、
委 員	
議 長	

委員
議長

追認することにご異議はございませんか。

(異議なし)

ご異議ないようですので、第6号議案については追認することに決定いたします。
次に、議案外報告を事務局より一括してお願いします。

宮地主査

「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」、議案書は40ページをご覧ください。

今月は、4件の届出が出されております。地区の内訳は、初月が2件、一宮が1件、高須が1件となっております。

全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

続きまして、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件」、議案書は42ページをご覧ください。

今月は11件の届出が出されております。地区の内訳は、朝倉が2件、旭が2件、鴨田が2件、長浜が2件、一宮が3件となっております。

以上、全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

なお、議案書42ページの案件2は、議案書45ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件の案件1と関連案件となっております。

議案書45ページの案件1は、朝倉本町1丁目、登記地目、田、現況、畑、423㎡の内297㎡について、賃借権の設定がされておりましたが、これを合意解約したものです。

議案書42ページの案件2は、先ほど説明しました、合意解約をした農地を含む2筆について、転用の届出があったものです。

続きまして、議案書42ページから43ページにかけての案件7と案件8は、議案書47ページの農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件の案件1と関連案件となっております。

議案書47ページの案件1は、長浜、畑、714㎡、他3筆、合計2,046㎡について、2つの法人が各筆とも持分2分の1ずつ賃借権の設定を行うという農地法第5条の届出があり、平成27年10月5日付けで受理しておりましたが、持分による賃借権設定を行わないこととなり、取消願が出されたものです。

議案書42ページから43ページにかけての案件7と、議案書43ページの案件8は、先ほど説明しました5条届出の取消がされた申請地について、各法人がそれぞれ2筆ずつ賃借権の設定を行うため、新たに5条の届出があったものです。

議 長 委 員 議 長	続きまして、議案書は 45 ページをご覧ください。「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件」、今月は 2 件の合意解約が出されております。 地区の内訳は、先に説明しました朝倉が 1 件、介良が 1 件となっております。 両案件について、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いただいております。 続きまして、議案書は 47 ページをお開きください。「農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件」。 今月は先ほど説明しました、農地法第 5 条届出取消が 1 件となっております。 続きまして、議案書 49 ページから 50 ページにまたがります、「農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正処理の件」。 今月は先に説明しました、取下が 1 件出されております。 以上で、議案外報告を終わります。 議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ないようでしたら、議案外報告を終わります。 その他の件で、何かご意見等はございませんか。ないようでしたら、事務局より報告事項があるようですのでお願いします。
事 務 局 報 告 岩崎次長 榮枝主幹	今後のスケジュール予定について、別紙をお配りしております。よろしくお願いいたしますします。 農用地利用配分計画の認可について、ご報告いたします。農地中間管理事業として、高知県農業公社が土地所有者から農地を借り受ける利用権設定につきまして、昨年 12 月の農地部会で審議していただき、1 月 1 日付で高知市が公告した案件が 6 件、また、1 月の農地部会で審議していただき、2 月 1 日付で高知市が公告した案件が 4 件ございます。 この計 10 件にかかる農用地利用配分計画が、平成 28 年 3 月 4 日付で県において認可され、部会でご説明しました貸付予定者への貸付が開始された旨の通知が県からありましたのでご報告いたします。
次 回 農 地 部 会 議 長	次回の農業委員会は 5 月 6 日（金）を予定しております。
閉 会 議 長	(農地部会長 中山 忠明 挨拶して閉会を宣す。(午後 5 時)) 以上で本日の農地部会を終了いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 28 年 5 月 6 日

議 長

中山 忠明

議事録署名委員

加藤 孝幸

議事録署名委員

氏原 嗣志

議事録作成者

竹内 啓朗